

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の

確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○経済産業省、環境省令第二号（平成十四年三月十五日）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三経済産業省、環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「用語」の下に「及び種類」を加え、同条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「法」という。）」の下に「及び特定製品に係るフロン類回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）」を加え、同条に次の三項を加える。

- 2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。
 - 一 エアコンディショナー（第三号に該当するものを除く。）
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（次号に該当するものを除く。）
 - 三 フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品
- 3 フロン類の種類は、次のとおりとする。
 - 一 クロロフルオロカーボン
 - 二 ハイドロクロロフルオロカーボン
 - 三 ハイドロフルオロカーボン

4 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類別の別又はこれらの組合せによるものとする。

第二条第三号中「フロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）」を「フロン類回収設備」に改める。

第十二条の次に次の九条を加える。

（第二種特定製品引取業者の登録の申請）

第十二条の二 法第二十五条第二項（法第二十八条において準用する法第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第二種特定製品引取業者の登録の申請をしようとする者は、様式第四の二による申請書に次に掲げる書類

を添えて、その業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が指定都市の区域内にある場合にあっては、指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合においては、住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し）
- 二 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本
- 三 申請者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
- 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項各号に該当しないことを説明する書類（第二種特定製品引取業者の登録の基準）

第十二条の三 法第二十七条第一項の主務省令で定める基準は、第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は第二種特定製品の構造に関し十分な知見を有する者が第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。（第二種特定製品引取業者の登録事項の変更の届出）

第十二条の四 法第二十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第四の三による届出書に次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第二種特定製品引取業者が個人であり、かつ、法第二十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し）
- 二 第二種特定製品引取業者が法人であり、かつ、法第二十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 登記簿の謄本
- 三 法第二十五条第二項第三号に掲げる事項に変更があったとき 第十二条の二第三号に掲げる書類（第二種フロン類回収業者の登録の申請）

第十二条の五 法第二十九条第二項（法第三十三条第一項において準用する法第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により

第二種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第四の四による申請書に次に掲げる書類を添えて、その業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合においては、住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）

二 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類

四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

五 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第三十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第二十九条第二項第五号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。

（第二種フロン類回収業者の登録の基準）

第十二条の六 法第三十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

（第二種フロン類回収業者の登録事項の軽微な変更）

第十二条の七 法第三十三条第一項において読み替えて準用する法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第二十九条第二項第四号に掲げるフロン類回収設備の能力又は同項第五号に掲げる事項の変更であつて、同項第三号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

（第二種フロン類回収業者の登録事項の変更の届出）

第十二条の八 法第三十三条第一項において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第四の五による届出書に次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第二種フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第二十九条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し（外国人にあつて

は外国人登録証明書の写し）

二 第二種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第二十九条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 登記簿の謄本

三 法第二十九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項に変更（前条に定める軽微な変更を除く。）があつたとき 第十二条の五第一項第三号及び第四号に掲げる書類

（第二種フロン類回収業者による回収量の記録等）

第十二条の九 法第三十三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 使用済自動車に係る第二種特定製品が廃棄される場合においてフロン類を回収した年月日、フロン類の引取りを求めた第二種特定製品引取業者の氏名又は名称、当該回収に係る第二種特定製品の台数及び回収したフロン類の量

二 フロン類を自動車製造業者等に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量

2 第二種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第十二条の十 第十条の規定は、前条第二項に規定する記録の作成及び保存について準用する。

第十九条中「届出書を」を「届出書に次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、」に改め、同条に次の二号を加える。

一 フロン類破壊業者が個人であり、かつ、法第四十四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し）

二 フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第四十四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 登記簿の謄本

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、改正後の第十二条の九及び第十二条の十の規定は、法附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から施行する。